

平成29年2月28日

貨物自動車運送事業者 各位

(運行管理者 各位)

長野県貨物自動車運送適正化実施機関

**「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び
監督の指針」(国土交通省告示第1366号)の一部改正について**

日頃から当県適正化事業についてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり表題の件については平成28年4月に公布され、本年3月12日施行となっております。今回の改正は、新免許区分(準中型免許)の創設を契機に「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において研修の拡充等について検討されたことによる一部改正です。

主な改正点は、これまでの告示の一般的な指導及び監督の11項目に加え、新たに「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」が新設されて全部で**12項目**になったこと。また、初任運転者に対する特別な指導として座学及び実車を用いた指導がこれまでの6時間以上から15時間以上になり、更に、添乗等の指導を20時間以上とすることなどです。なお、初任運転者の指導の内容は告示の12項目です。

当適正化実施機関としましても、3月12日以後の巡回指導の際には、全体の指導状況に加え一部改正の分が計画・実施されているかを確認することになります。これまでと同様に指導・監督にかかる「年間計画表」や「指導教育記録簿」の作成及び使用した資料の添付を確実にを行うようお願いいたします。また、県内に営業所(支店)を有する事業者様にあつては、この旨各営業所に周知していただきますようお願いいたします。

参考までに以下の資料を添付しますのでご活用ください。

<添付資料> (参考)

- ◆解説「運転者に対して行う指導・監督について」
- ◆指導教育の年間計画表(例)
- ◆指導・教育記録簿(例)
- ◆マニュアル 指導・教育の指針(12項目)⇒【事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導・監督マニュアル 改定版(第1編 概要編)から抜粋】

※なお、これらは協会ホームページの<各種帳票類ダウンロード>から検索できます。

参考

新たに追加された教育の指針の12番目の項目「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」ですが、具体的に何をすればよいのかという疑問もあります。

近年の自動車の運転支援装置は急激な進歩を遂げ多種多様な装置が開発され市場に出ているところです。事故防止に効果がある反面、これらの機能をよく理解しないまま運転したり、性能を過信することで事故に繋がるケースもあります。

メーカーによって作動条件や性能などが異なることや事業者（又は車両）によって導入する装置も違うことから一律に教育の内容を指定することができないため、各事業者は、これらを良く理解させたいうえで、運転する際には何に気を付けたらよいかなどを工夫しながら指導してください。

そして前述のとおり、教育を実施した際には他の11項目と同様に「教育記録簿」に記録し、使用した資料も添付することになりますが、資料については当面、装置の取扱説明書などでいいでしょう。

（例）1. 衝突被害軽減ブレーキ

<性能・効果>

- ◇レーダー感知によって先行車との距離を検出し、追突の危険性が高まった時に警告音等でドライバーにブレーキ操作を促す。
- ◇それでもブレーキ操作をせず、追突若しくは可能性が高いと装置が判断した場合はシステムで自動的にブレーキをかけ衝突時の速度を抑える。

<注意点>

- 衝突被害軽減ブレーキは、当システムのみで衝突を回避したり、安全に停止するというものではない。
- レーダーセンサーに汚れ等が付着していればシステムが正しく作動しない。
- 運転者が“自動ブレーキだから衝突しない”と勝手に判断し、衝突被害軽減ブレーキの範囲を超えてしまった場合に事故に繋がる可能性が高い。（理解不足）
- 先行車が急ブレーキをかけた場合や、雪道などを走行した場合には当然制動距離が違うもので、装置の範囲を超えてしまい事故に繋がる可能性が高い。（理解不足・過信）

(例) 2. アダプティブ・クルーズ・コントロール (定速走行・車間距離制御装置)

<性能・効果>

◇レーダー等で前方を監視し、運転者がセットした車速を維持することで、運転操作の軽減やエコ運転の効果がある。

<注意点>

●運転操作が軽減され、先行者との車間距離が維持されるという安心感から、居眠り運転や前方不注意が起きやすくなり、注意力の低下が懸念される。

その他、「ふらつき注意喚起装置」、「車線逸脱警報装置」、「車線維持支援制御装置」、「車両安定性制御装置」など様々な装置がありますが、それぞれ装置の効果や性能、運転するうえで注意すべき点を教育・指導してください。

また、メーカーの担当者から十分な説明を受けることや、仮に現在は導入されていなくても会社として近い将来導入の予定であれば、これに関して教育することもいいかと思います。